

---

---

# 豊山町都市計画マスタープラン

## 第2回策定委員会説明資料

---

---

令和元年7月26日  
事務局：産業・都市政策課

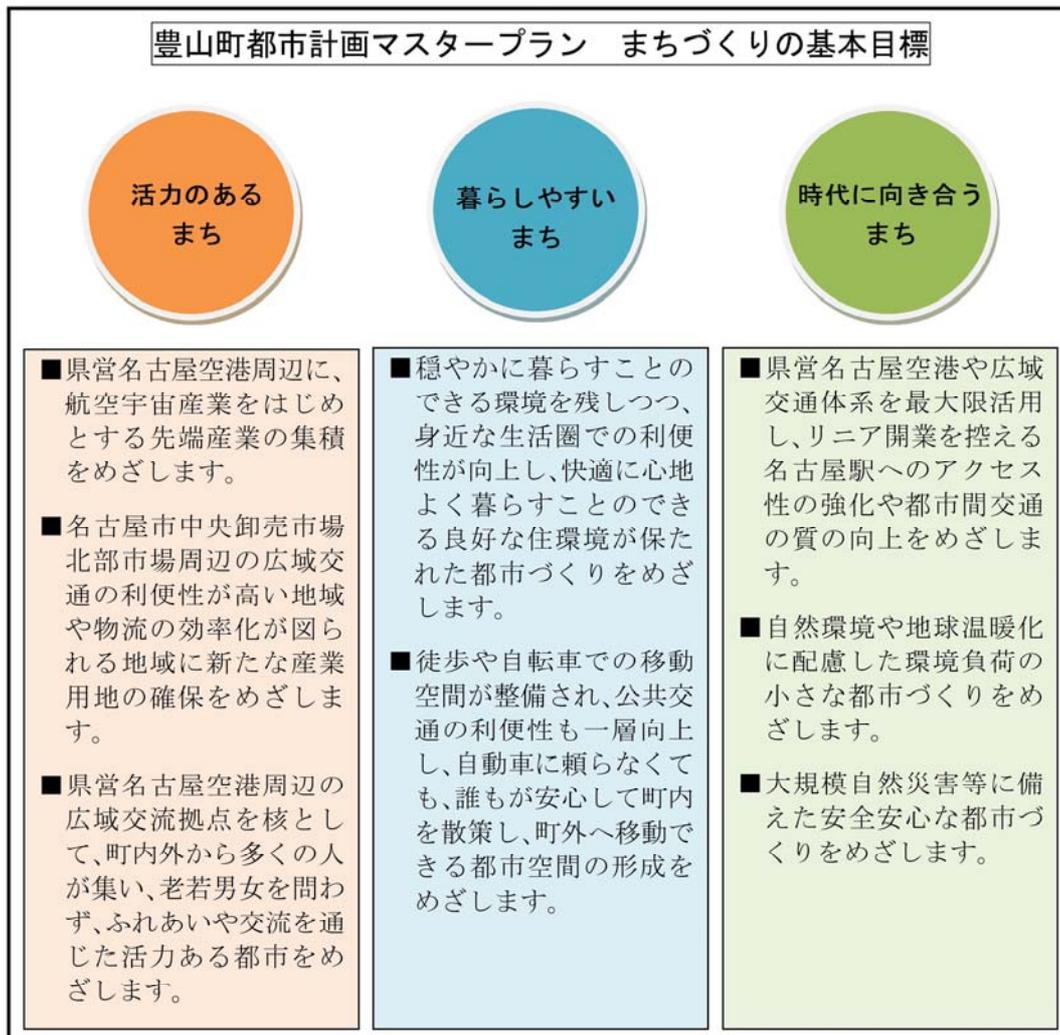
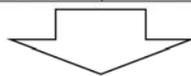


# 1. 全体構想

## (1) まちづくりの基本理念・都市計画の目標

都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本理念と都市計画の目標については、本町の総合計画の基本理念・まちの将来像を受けつつ、名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における基本理念と都市づくりの方向性を踏まえ、以下のように定めました。

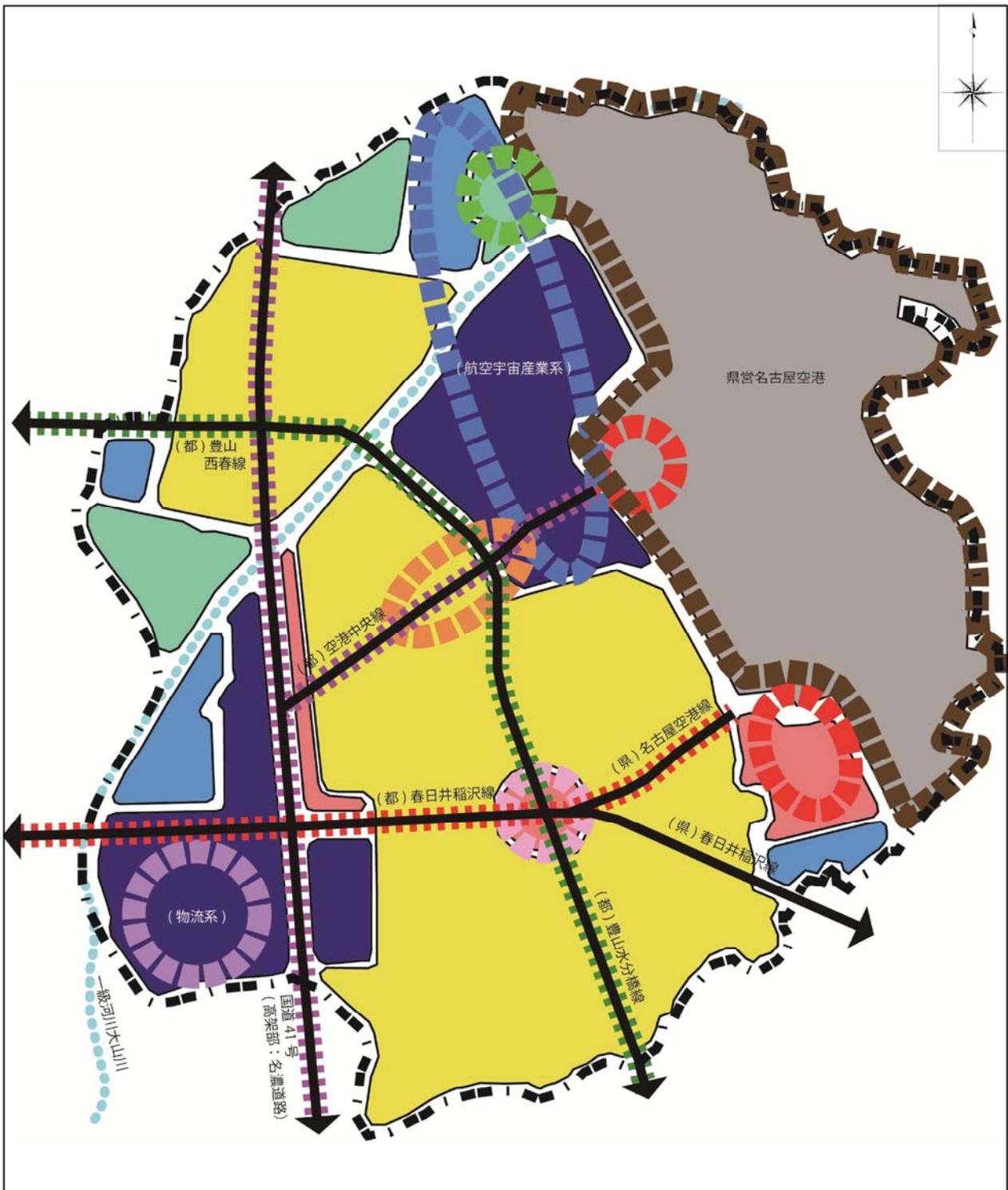
<p>豊山町第5次総合計画 基本理念 小さくてキラリと輝くまちづくり まちの将来像 一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ</p>	<p>名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の基本理念 リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり</p>
----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------



## (2) 将来都市構造

今後のまちづくりに向けた将来都市構造の考え方を明らかにするため、本町の構成要素である「ゾーン」、「拠点」、「軸」の考えを以下に示します。そして、この将来都市構造を基に、都市整備の方針及び地域別構想に展開します。

図 将来都市構造図



### 【ゾーン】

	住宅ゾーン	コンパクトで暮らしやすく、安全な居住環境の維持・増進を図る地域
	商業ゾーン	土地の高度利用を図り、商業などの利便性を高めるための土地利用を誘導する地域
	産業ゾーン(物流系・航空宇宙産業系)	工業・物流用地としての利便性を高めるための土地利用を誘導する地域
	産業誘導ゾーン	都市活力の強化に向け、先端産業や新たな産業系の土地利用を誘導する地域。周辺の環境に配慮した地区の形成をめざします。
	農地・緑地ゾーン	農地及び公園・緑地機能を保全する地域

### 【拠点】

	広域交流拠点	空港及び周辺集客施設を核に、町内外から多くの人が集い、ふれあいや交流を通じた活力を生み出し、南側の市街化調整区域は、今後の地域振興に役立てるためのリザーブ用地と位置づけます。
	先端産業振興拠点	県営名古屋空港との一体性を活かした先端技術産業空間として、地域の活力を牽引する工業機能の維持・増進を図ります。
	食の流通拠点	名古屋市中央卸売市場北部市場周辺については、産業としての物流機能の他、消費者の視点から、飲食・小売機能も有する複合した拠点としての位置づけを継続し、その機能の維持・増進を図ります。
	コミュニティ拠点	役場・社会教育センターなどの公共公益施設が立地する地区は、様々な住民活動の場として、また、路線バスの結節点として、住民・在勤者が集い、交流するコミュニティの拠点として位置づけます。
	地域商業拠点	住民の日常生活を支える商業機能を備えた拠点として、その機能の維持・増進を図ります。
	憩いと緑の拠点	臨空公園(神明公園)・航空館 boon を緑に囲まれた住民の憩いの拠点として、その機能の維持・増進を図ります。
	広域防災拠点	空港については、空港施設、航空自衛隊、民間航空等の輸送機能が一体となった、中部圏の災害時の救援、物資輸送等の中部圏の安全・安心の基礎となる広域的機能を高めます。

### 【軸】

	広域・地域交通軸	国道41号及び名濃道路は、県域をまたぐ広域交通軸、町内の各県道は、本町と周辺都市を結ぶ地域交通軸と位置づけます。
	にぎわい軸	広域交流拠点や地域商業拠点、食の流通拠点を結び、主要な路線バスが通行するにぎわいの軸
	商業・オフィス軸	国道41号沿線は沿道立地型とした、(都)空港中央線沿線は先端産業を中心とした商業とオフィスの軸
	生活交流軸	徒歩や自転車で安全に移動ができ、住民の生活利便性や交流を支える軸
	水と緑の軸	水と緑に親しめる憩いの場となるよう、魅力ある空間として整備を促進する河川や緑道

### (3) 都市整備の方針-土地利用の方針

#### 【市街化区域の土地利用の方針】

##### 1. 住宅系土地利用

公共交通を利用しやすい、自動車に過度に頼らないで歩いて暮らせる生活圏の構築を進め、子育て世代・高齢者などの多様な世代が暮らしやすい土地利用を推進します。

住居系土地利用は、土地利用の特性、課題からみて、大きく3種類の地区に区分します。

- 1) **一般住宅地区**：土地利用の適切な規制・誘導を図り、便利で良好な居住環境の維持・増進を図ります。
- 2) **既存住宅地区**：社寺を中心として形成された古くからの生活のたたずまいや、境内林や宅地内の緑を活かし、静けさのある住宅地としての形を今後も維持するため、現在形成されている低層住宅を主体とした良好な居住環境の保全に努めます。
- 3) **沿道住宅地区**：大山川以北の国道41号沿道の地区については、沿道型商業施設と、居住環境が調和した土地利用を維持・誘導します。

##### 2. 商業系土地利用

商業系土地利用は、広域を商圈とする商業、町民の日常的な買い物需要に対応した商業の2つの機能で、場所によって3種類の地区に区分した上で、拠点とそれを結ぶ軸の沿道に商業機能を集約したコンパクトな商業地の形成を図ります。

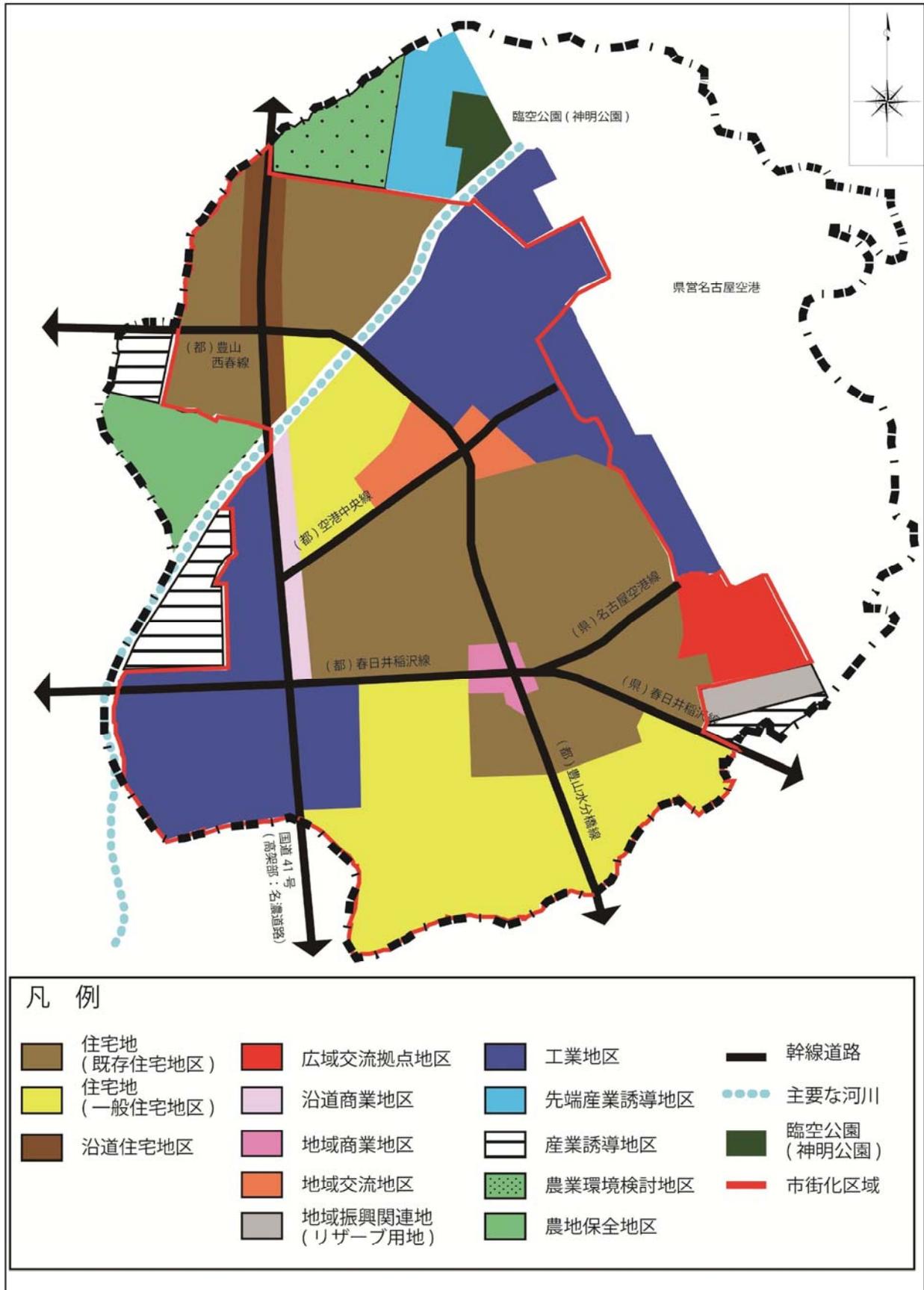
- 1) **広域交流拠点地区**：空港に隣接した大規模集客施設や「あいち航空ミュージアム」を核に、多くのヒトが集まる拠点として、自動車やバスで円滑に利用され、買い物、レジャーを楽しむことができる機能の充実をめざします。
- 2) **沿道商業地区**：大山川以南の国道41号の沿道については、自動車による広域からのアクセスが便利で沿道型商業施設等の立地優位性が高いことから、これらの商業施設等の立地を主体とした土地利用を維持・誘導します。
- 3) **地域商業地区**：(都)豊山水分橋線と(都)春日井稲沢線、(県)名古屋空港線が交差する伊勢山交差点周辺は、地域住民の日常生活を支える商業地の形成を促進します。また、町内各地域から徒歩や自転車で安心して利用できる地区をめざします。

##### 3. 工業系土地利用

工業系土地利用は、産業の動向や特性から、2種類の地区に区分します。

- 1) **工業地区(航空宇宙関連産業)**：空港に隣接する航空宇宙産業関連の大規模工場等が立地するエリアとして、周辺の居住環境に配慮し、現行の土地利用規制を継続するとともに工業機能の維持、充実を図ります。

図 土地利用の方針図



2) **工業地区(物流業務)**：名古屋市中央卸売市場北部市場周辺については、食品関連の物流倉庫、配送施設等の流通施設、食品加工等の工業施設とともに、飲食店等、商業系施設が立地する土地利用をめざします。

また、国道41号沿道は、沿道立地型の業務地として、主要幹線道路沿道の立地に適合するサービス施設や物流業務施設が立地する土地利用をめざします。

#### 4. 公共公益土地利用

1) **地域交流地区**：役場、社会教育センター周辺地区には、行政・文化・教育・交通施設が集中した、町民・在勤者の交流の場となるコミュニティの中核地区をめざします。また、町内各地域から徒歩や自転車で安心して利用できる地区をめざします。

#### 【市街化調整区域の土地利用の方針】

1. **農地保全地区**：松張・六和地区の市街化調整区域にある農地は、市街地近郊の優れた田園風景としての役割の他、水害から市街地を守る遊水地としての役割など、多様な機能があることから、農地の保全や耕作放棄地の発生の抑制を図ります。

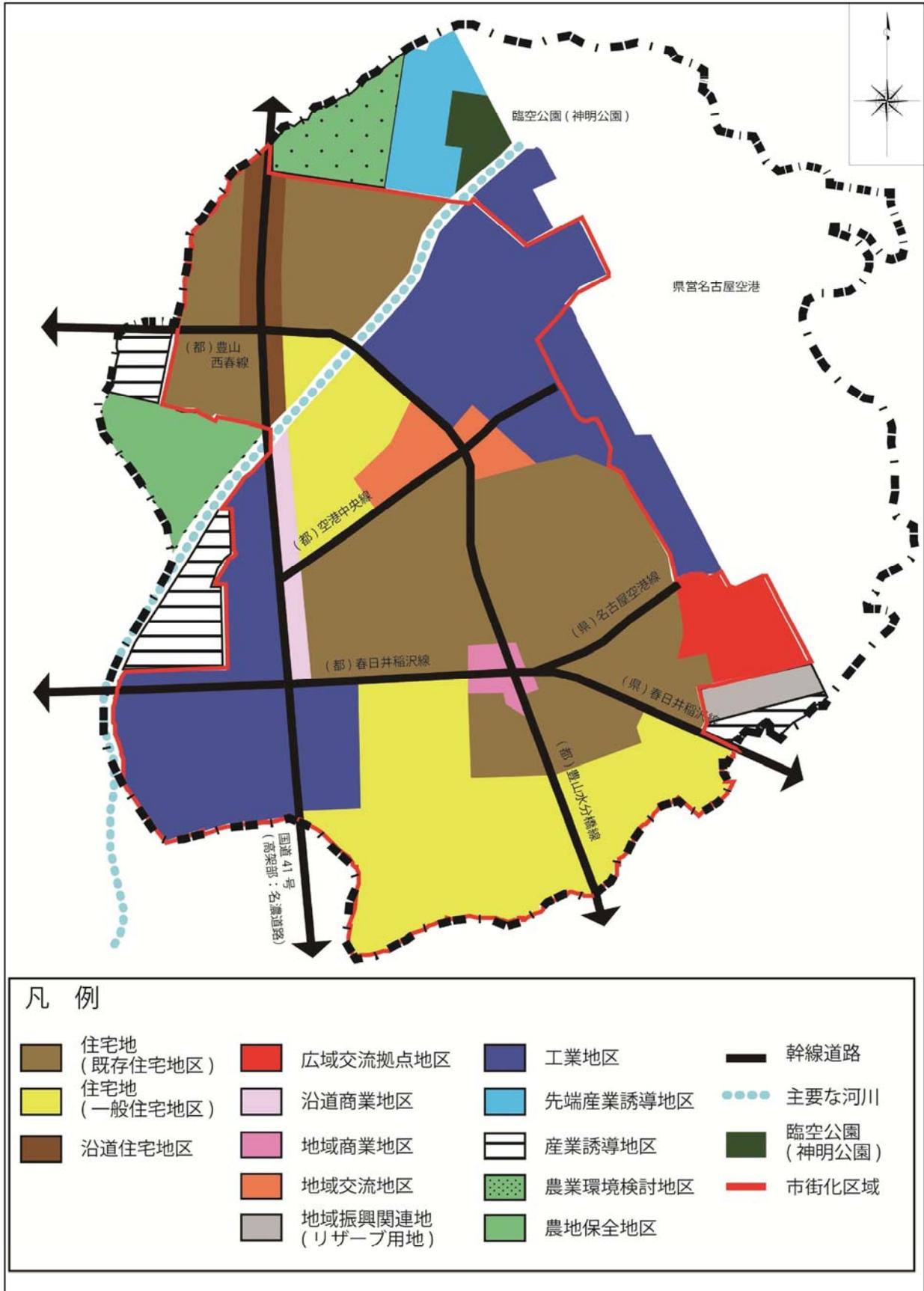
2. **農業環境検討地区**：金剛地区の市街化調整区域は、国道41号に面する地域に商業施設等が立地し、その背後地には、公共施設、分家住宅等の立地もあることから、今後は農地の保全や耕作放棄地の発生の抑制を図りつつ、将来の土地利用のあり方を検討する地区とします。

3. **地域振興関連地区(リザーブ用地)**：広域交流拠点地区の南に面する中道地区は、地域振興関連地区(リザーブ用地)として配置します。ここでは、広域交流拠点のにぎわいを増進させるために、支援施設の整備を推進し、広域交流機能の一層の充実を図ります。

4. **先端産業誘導地区**：神明地区の空港隣接地においては、農業環境、住宅地環境との共存を図りつつ、空港機能と一体となった航空宇宙関連の先端技術産業の研究開発、生産施設の立地を誘導します。

5. **産業誘導地区**：(都)豊山西春線南側の高添地区、一級河川大山川以南の幸田・大山地区、名古屋市に隣接する中道地区は、幹線道路等に近接する立地条件を活用し、自然環境、農業との調和を保ちつつ、必要に応じ地区計画等を活用することにより、産業的土地利用の誘導を図ります。

図 土地利用の方針図(再掲)



## (4) 都市整備の方針-都市施設（道路交通体系）の整備方針

### 【基本的な考え方】

県営名古屋空港や広域交通体系を最大限活用し、リニア開業を控える名古屋駅へのアクセスの強化や都市間交通の質の向上をめざします。

鉄道駅の無い本町は、コンパクトで起伏が小さい町の特徴を活かし、健康的で環境負荷の低い都市をつくるため、バスなどの公共交通による利便性の確保とともに、徒歩や自転車交通の利便性、安全性、快適性を向上することにより、過度に自動車に依存しない交通体系づくりを目指します。

自転車・歩行者ネットワークとして整備が望ましい区間については、地域住民とともに計画・整備を検討します。

### 【道路の方針】

#### 1. 幹線道路の維持・整備の促進

県営名古屋空港や広域交通体系を最大限活用し、名古屋中心部へのアクセスの強化や都市間交通の質の向上をめざすため、国道41号や名濃道路、各県道の適正な維持・管理と、交通混雑の解消、交通安全対策の強化に向けた道路構造の改良を促進します。(県)春日井稲沢線の歩道の未整備区間については、整備促進をはかります。

また、誰もが安全安心に移動できるよう、快適な歩行者、自転車利用空間の整備を促進します。

#### 2. 生活道路の維持・整備の促進

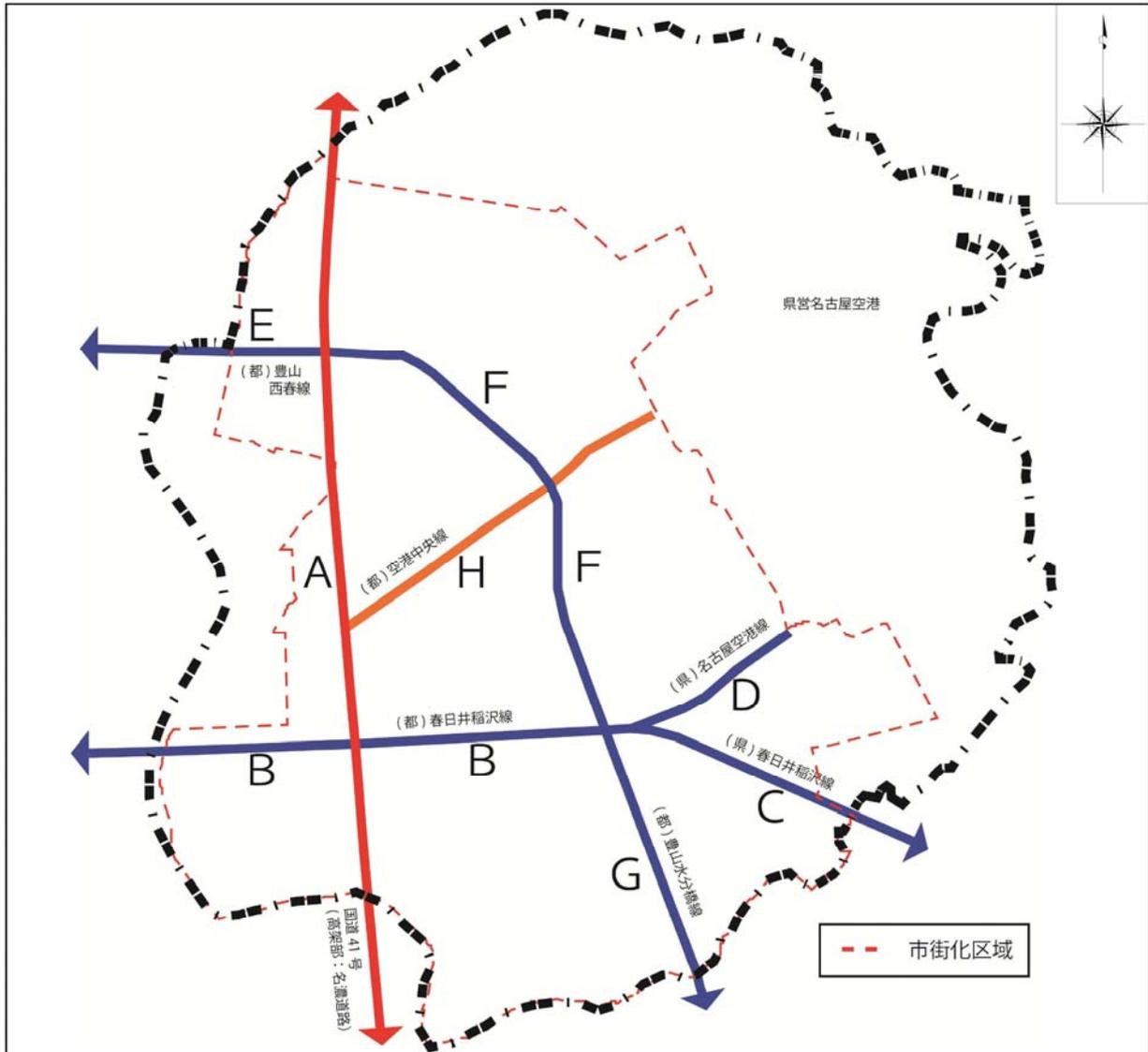
住民の生活空間の中心となる町道については、舗装や橋梁など、施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全・安心を確保するため、計画的な修繕、更新を行うとともに、生活関連施設を結ぶ経路を中心に、誰もが安全安心に移動できる都市空間の形成に向けて、歩道、狭あい道路の整備・改善を図ります。

また、交通安全対策の強化に向け、幹線道路から生活道路への通過交通の流入抑制、生活道路の面的な速度抑制などを推進します。

### 【公共交通の方針】

既存のバス路線の維持・充実に向けて、公共交通結節点の機能強化とバス路線ネットワークの充実をめざします。

図 都市施設（道路交通体系）の整備方針図



種別	路線名	計画幅員 ( )は 現道幅員	車線数	備考
自動車専用道路	A (都) 1. 3. 6 名濃道路	26.2m	4	整備済
主要幹線道路	A (都) 3. 1. 47 国道 41 号	40m	6	整備済
都市幹線道路	B (都) 3. 4. 603 春日井稲沢線	20m	4	整備済
	C (県) 春日井稲沢線	(18m)	2	一部区間について歩道整備を促進する
	D (県) 名古屋空港線	(21m)	4	整備済
	E (都) 3. 4. 644 豊山西春線	16m	2	整備済
	F (都) 3. 4. 649 豊山水分橋線 (伊勢山交差点以北)	16m	2	整備済
	G (都) 3. 4. 649 豊山水分橋線 (伊勢山交差点以南)	20m	2	整備済
地区幹線道路	H (都) 3. 3. 645 空港中央線	25m	2	整備済

※ (県) は県道、(都) は都市計画道路を示す

## (5) 都市整備の方針-都市施設（公園緑地）の整備方針

### 【基本的な考え方】

都市公園である臨空公園（神明公園）を拠点として、一級河川大山川沿いの遊歩道等を活用しながら、町民の憩いの場を創出します。

町内の広い範囲に点在し、町民の憩いの場として貴重な空間となっている、児童遊園や運動施設、緑道等の既存施設や社寺境内林は、地域住民との協働により、その保全と適切な維持管理に努めます。

### 【公園緑地の方針】

#### 1. 都市公園

既存の都市公園は、効率的かつ適切な維持管理に努め、安全性や利便性を確保し、町民の憩いの場、緑の拠点としての機能を促進します。

また、町内に広く点在する児童遊園や運動施設、緑道等の既存施設については、公園を補完する施設として活用し、適切な維持管理に努め、長期的には不足する街区公園、近隣公園の整備をめざすものとします。

#### 2. 水辺の緑の保全

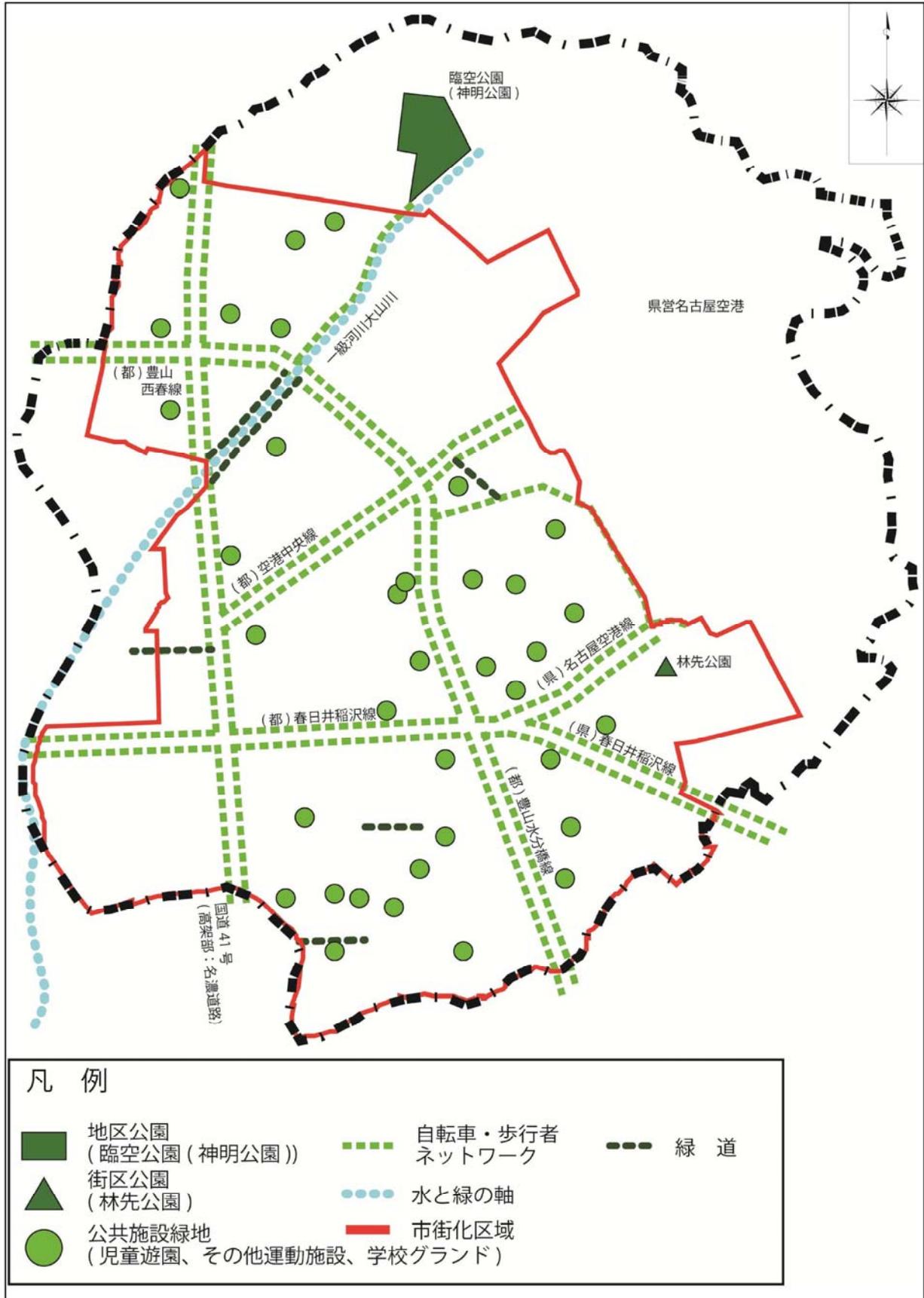
臨空公園（神明公園）を拠点として、一級河川大山川沿いに徒歩、自転車専用道路を整備し、水辺と緑に親しむ環境を創出します。また、既存の遊歩道の適切な維持管理に努めます。

#### 3. その他の緑の保全

快適で環境にやさしいまちづくりのため、緑豊かな市街地の形成をめざし、公共施設及び社寺境内林を始めとする民有地の緑の保全を推進します。

また、市街化区域の農地は適切な維持管理を推進し、地域活性化のための活用を検討します。

図 都市施設（公園緑地）の整備方針図



## (6) 都市整備の方針-都市施設（河川・下水道）の整備方針

### 【基本的な考え方】

河川については、新川流域水害対策計画に基づき、河川の整備、維持・管理を図ります。

下水道については、下水道の整備を積極的に促進し、快適な水環境の形成を図ります。

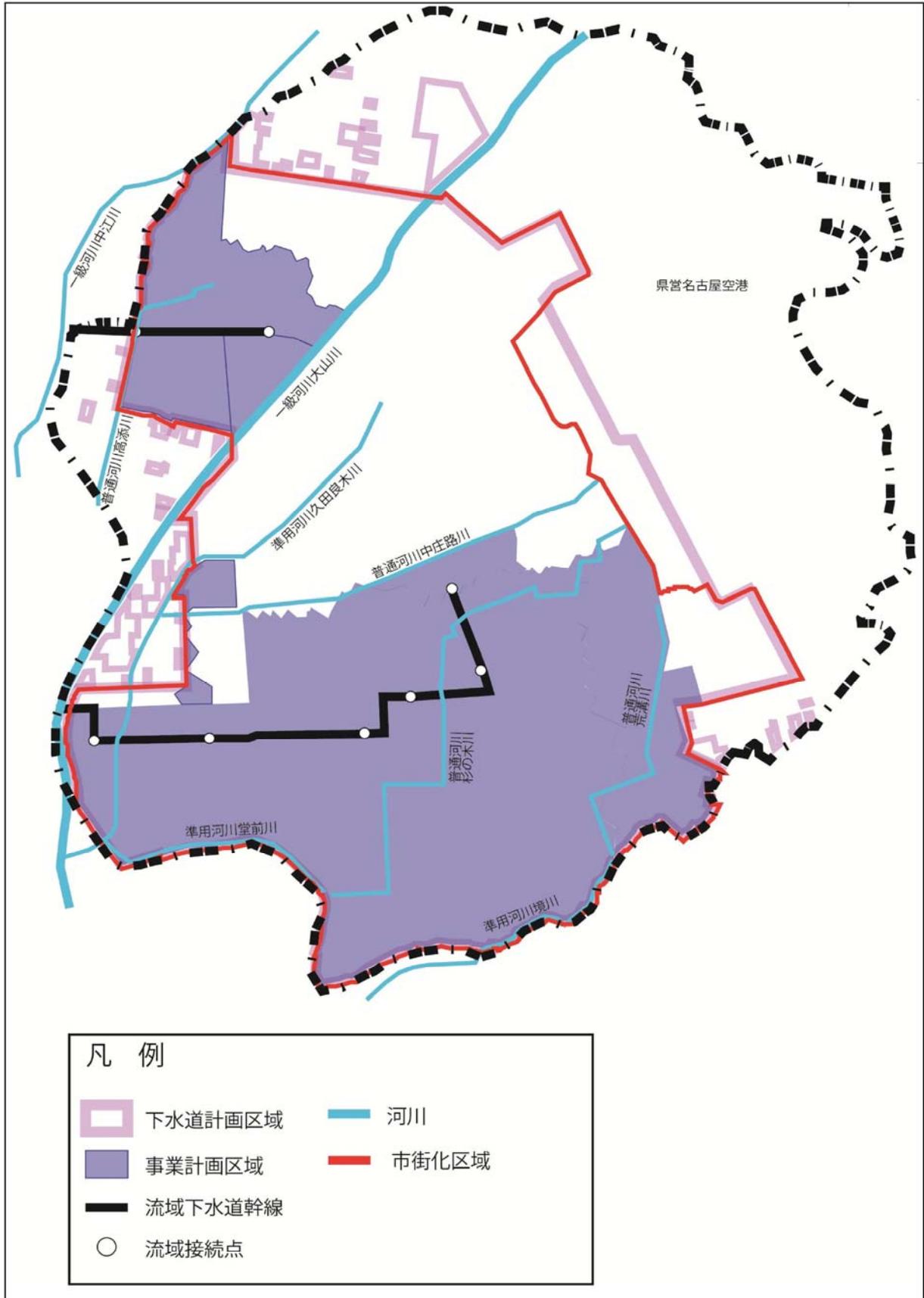
### 【河川の方針】

本町は全域、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域（新川流域）に指定されていることから、新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、準用河川境川の改修や準用河川久田良木川排水機場の増強など、浸水被害対策を推進します。

### 【下水道の方針】

県、周辺関係自治体との連携により、公共下水道、流域下水道の計画区域である市街化区域全域及び市街化調整区域のうち住宅が連坦する区域において、下水道の円滑かつ効率的な整備を促進します。

図 都市施設（河川・下水道）の整備方針図



## (7) 都市整備の方針-市街地整備の整備方針

### 【基本的な考え方】

地区の特性に合わせた各種の事業手法や規制・誘導策を活用し、良好な市街地の形成を促進します。

### 【住宅系市街地の方針】

住居系市街地においては、二項道路制度の徹底等による狭あい道路の改善や、危険箇所の改善により、安全で暮らしやすい市街地整備を推進します。

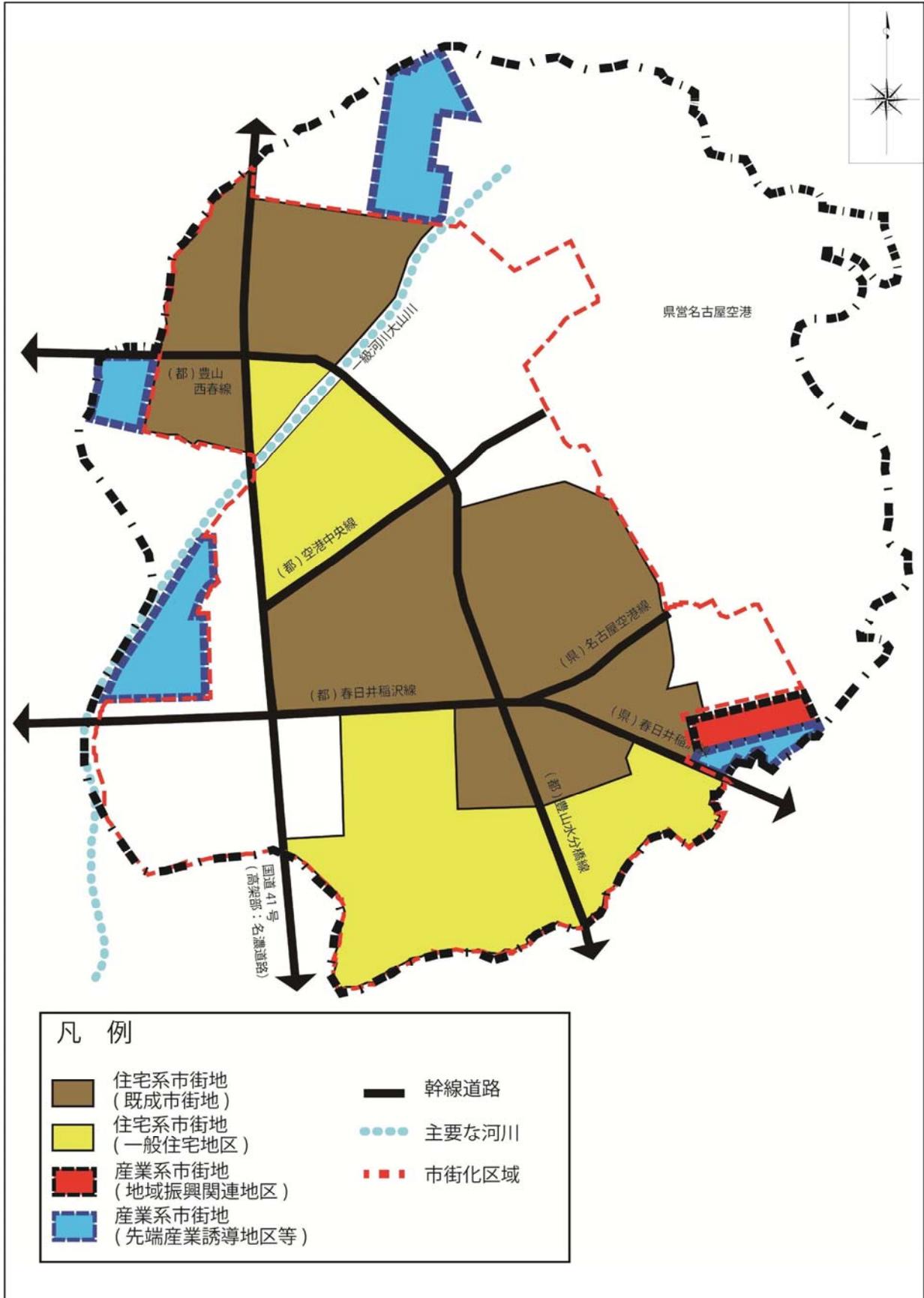
また、民間宅地開発事業者による良質な住宅、宅地の供給を促すため、緑化率、最低区画規模等の点で、町の開発指導要綱の徹底を図ります。

今後、人口動態など社会経済状況に大きな変化があった場合には、必要に応じて、地区計画等の各種事業手法や規制・誘導策の導入を検討します。

### 【産業系市街地の整備方針】

空港近辺、幹線道路沿いで、産業用地需要が高く、事業性が見込まれる地区においては、関係機関との協議を行いつつ、周辺環境へ配慮及び調和を図りながら、建築物の用途や道路施設等を適切に配置した地区計画等により、計画的な産業機能の誘致・誘導を行います。

図 市街地の整備方針図



## (8) 都市整備の方針-都市防災の整備方針

### 【基本的な考え方】

南海トラフ地震の発生や、近年、全国各地で多発している局地的豪雨等による風水害の影響が危惧されていることから、「豊山町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを進めます。

### 【都市防災の方針】

旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化や、避難路に面する危険ブロック塀の除却を推進し、密集市街地においては、狭あい道路の解消を目的とした局所的な改良などの小規模な道路整備を促進することにより、市街地における避難・延焼遮断空間の確保を図ります。また、災害時の支援物資等を円滑に輸送するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化をめざします。

本町は全域、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域（新川流域）に指定されていることから、新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、効率的な浸水被害対策を実施します。また、河川の整備、河川管理施設の機能強化を推進するとともに、新たな市街地の開発にあたっては、調整池を設置するなどの対策を図ります。

## (9) 都市整備の方針-景観形成の方針

### 【基本的な考え方】

景観形成については、空港や大規模工場、名濃道路などの産業景観を活かした良好な景観づくりを推進することで、住民にとっての誇りや愛着を生み、また、町外からの来訪者にとって印象に残り、再び訪れたいくなるまちづくりをめざします。

また、かつて農村集落であった豊山町原風景である、大山川をはじめとする河川、その周辺に広がるまとまった農地、既存住宅地に点在する社寺を中心とした細街路の入り組んだ街並みは、味わいと安らぎある景観資源と捉え、現代の生活との調和を図りながら、その保全と活用方法を検討します。

### 【景観形成の方針】

空港ターミナル、大規模集客施設、名古屋市中央卸売市場北部市場のアプローチ部など、本町の拠点となる施設とその周辺地区においては、特徴のある景観を保全、形成することにより、豊山町の「顔」となる景観づくりを推進します。

本町の主要な交通及び土地利用の軸となる道路においては、道路緑化及び屋外広告物の規制等により、良好な沿道景観を形成します。

住宅地における緑豊かで落ち着いたたたずまいのある街並み景観を維持し、また、新たに緑化を推進し、質の高い居住環境を形成するため、都市施設や市街地の整備の際などに、住民との話し合いの中で、その保全と活用方法を検討します。

田園風景は、より身近な都市景観の貴重な資源ととらえることができます。市街化調整区域において、農地として保全すべき区域を明確にすることで、田園景観の保全に努めます。

## (10) 都市整備の方針-環境共生の方針

### 【基本的な考え方】

地球規模での環境問題への取組みが必要とされる中、町民が快適に暮らし続けられる都市環境を維持するため、二酸化炭素の発生抑制、地球温暖化を意識した地表温度の上昇抑制などを推進し、環境と共生したまちづくりをめざします。

### 【環境共生の方針】

二酸化炭素の発生を抑制するため、公共交通の利用推進、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性の向上により、過度に自動車に依存しないまちづくりをめざします。

また、地表温度の上昇を防ぎ、あわせて多様な生物が生息できる環境の形成をめざすため、都市施設（道路、公園等）や公益的建築物の緑化、民間開発の住宅地や工業地などにおける適切な緑化を推進するとともに、地域のヒートアイランド現象を抑制する空間として、農地や河川の活用を検討します。